

## 井の頭恩賜公園野外ステージの使用について

### 仮予約の申請方法

催し物等の内容がわかる企画書を西部公園緑地事務所管理課に提出する。

### 仮予約の申請時期、仮予約者の決定

- ① 使用する月の前6か月の応当日に受け付けます。申込者が複数の場合は抽選とします。
- ② ①の応当日を過ぎても使用予定が入っていない場合は受付順（先着順）とします。

※受付時間は午前9時～午後5時です。

※仮予約者は使用開始前に正式の申込み手続き（公園有料施設使用申請書の提出、使用料の納付）を行ってください。なお、手続き後は原則として使用料の還付はできません。

### 使用できない日

年末・年始、桜花期は使用できません。その他、公的な行事等の開催、公園管理上の都合等により使用できない日があります。詳しくは管理課にお問い合わせください。

### 使用時間及び使用料

9:00～13:00	15,800円
13:00～17:00	15,800円

### 使用条件

- 近隣住民に配慮し、音量を抑制すること。
  - ・演奏は生楽器を基本とし、音量の大きな楽器の使用は行わないこと。
  - ・大人数での合奏・合唱などは行わないこと。
- 施設を損傷しないこと。損傷した場合には必ず使用者の責任で原状回復を行うこと。
- 使用に伴うゴミの始末を確実に行うこと。
- 使用時間内で準備及び撤収を行うこと。
- 来園者からの料金の徴収や、投げ銭等の受領をしないこと。
- 来園者が誰でも自由に観覧できる催し物であること。
- 広告宣伝を行わないこと。
- 物品の販売や配布を行わないこと。
- アルコール類の持ち込み、酒気帯びでのステージ利用、ステージでの喫煙は行わないこと。
- 来園者や近隣住民の迷惑となる行為を行わないこと。
- 苦情等に対しては使用者が責任を持って誠実に対応すること。
- 第三者に損害を及ぼした場合は、責任を持って賠償等を行うこと。
- その他、管理課からの公園管理上の指示に従うこと。

使用条件が遵守されない場合は、催し物等の途中であっても使用中止とする場合があります。

お問い合わせ

東京都西部公園緑地事務所管理課

電話 0422-47-1210